

平成 23・24 年度 事業協同組合（官公需適格組合）の建設工事入札参加資格審査を申請される皆様へ

平成 23・24 年度に有効な静岡県に対する事業協同組合（官公需適格組合）の建設工事入札参加資格審査申請の受付を、下記により実施します。

申請方法は、紙様式の提出により対面審査を行う紙申請のみで実施します。

電子申請では受付しませんのでご注意ください。

1 申請の概要

事業協同組合の建設工事入札参加資格申請は、申請書類（紙様式）の提出による対面審査になります。提出書類・提示書類等を県庁まで持参していただき審査をします。書類は静岡県の独自様式となり、申請書類はすべて静岡県のホームページからダウンロードできます。（5.参照）

2 申請にあたっての条件

申請できる組合は、経営事項審査を受けている官公需適格組合のみです。

3 受付指定日時及び場所

下記のとおり受付を行いますので、いずれかの日で申請してください。また、事情により2日または3日に申請できない場合には予備日にお越しくください。「維持管理業務委託」の入札参加資格申請を併せてされる方は、「建設工事」の申請と一緒に（同時）に提出してください。

（受付時間） 午前9：00～11：30、午後1：00～4：00

<受付指定日程>

受付年月日	受付場所	受付会場	受付の対象業者
平成23年2月 2日（水）	静岡県庁	西館4階 第1会議室A・B	事業協同組合
2月 3日（木）	静岡県庁		事業協同組合
2月 4日（金）	静岡県庁		予備日

4 提出書類（提出部数）及び提示書類

静岡県の独自様式を使用し、申請者控えを含め2部提出してください。また、申請時に書類の修正していただくこともありますので、筆記用具、訂正用印鑑（持参される方の印鑑で可）の用意を必ずお願いします。

<提出書類>

提出書類	摘要
1 入札参加資格審査申請書	様式1-1
2 総括票C	様式2-1C
3 官公需適格組合証明書の写し	
4 組合員名簿	
5 共同受注規約	
6 配分比率	
7 経営規模等評価（経審）結果通知書の写し	以下の①、②を用意すること（②は希望者のみ） ①組合のもの ②経営事項審査結果数値を合算したい組合構成員のもの （①、②いずれも、審査基準日が平成21年10月1日から平成22年9月30日の経営事項審査を受けていること。）

	<p>【経営事項審査結果数値の合算について】</p> <p>「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」に基づく総合点数の算定にあたって、組合の経営事項審査結果数値に組合の構成員の結果数値を合算することを認めています。合算するか否かは申請者が選択できます。</p> <p>ただし、合算するためには組合の構成員は以下の条件を満たしている必要があります。</p> <p>一. 法人の場合：役員が組合の理事であること。 個人事業主の場合：組合の理事であること。</p> <p>二. 合算を選択する業種について、経営事項審査の申請をしている者であること。</p> <p>【参考】合算は以下の方法により行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合と組合の構成員の結果数値の和による：完成工事高、自己資本額、技術職員数 ・組合と組合の構成員の結果数値の平均による：Y点、W点
8 納税証明書 ※写し可。申請日以前3ヶ月以内のもの	<p>① 静岡県税納税証明書（静岡県の財務事務所で交付。組合について、法人県民税及び法人事業税について、直前1年間未納の税額がないことの証明。ただし、静岡県内に本店・営業所等がない場合については不要。）</p> <p>② 消費税及び地方消費税納税証明書（所管の税務署で交付。組合について、消費税及び地方消費税について、直前1年間未納の税額がないことの証明。（その1またはその3またはその3の2またはその3の3）</p>
9 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	当該組合としてももの（認証内容が建設工事に関わるものに限る）
10 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	当該組合としてももの
11 エアコン 21 の登録を受けていることを証する書類（写し）	当該組合としてももの
12 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	当該組合としてももの（加入証明書又は H22 年度会費の納入済証等）
13 静岡県優秀施工者表彰の表彰状の写し	組合の常勤の役員または職員のうち、過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に静岡県優秀施工者表彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
14 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の表彰状の写し	組合の常勤の役員または職員のうち、過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に建設マスターを受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
15 技能マスターの認定証（写し）	組合の常勤の役員または職員のうち、申請日時点で、在籍している者のもの
16 1級有資格者確認票	<p>様式7</p> <p>土木一式・建築一式の両方又はいずれかを申請する場合のみ提出</p> <p>組合の常勤の役員または職員のうち、申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載。（土木－5人まで、建築－2人まで）</p> <p>※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること。</p> <p>◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、記載内容に変更があった場合は、平成23年2月4日までに建設業課まで連絡すること。</p>

5 提出書類の入手先

申請様式は、静岡県ホームページ内の「申請書類等ダウンロードサービス」からダウンロードできます。ダウンロード内の「交通基盤部」をクリックしてください。「建設支援局建設業課」欄に申請書類等が掲載してあります。

（申請書類等ダウンロードサービスのアドレス）

<https://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

※静岡県建設部ホームページ内「建設業のひろば」でも、申請方法を掲載します。

【静岡県公式ホームページのトップページから、「交流・まちづくり」

→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→「建設工事・事業協同組合（定期）」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/application/construction/construction30.html>

※申請内容(添付書類も含む)に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意すること。

※監理技術者については、建設業法施行規則に基づき平成22年12月31日までに、資格証の記載事項に変更(例：所属する建設会社)がある場合は変更手続きをしていただきますようお願いいたします。12月31日時点における(財)建設業技術者センターの登録データに基づき監理技術者数の評価をいたします。

監理技術者証の記載事項変更について

※建設業法施行規則抜粋

第十七条の三十一 (資格者証の記載事項の変更)

資格者証の交付を受けている者は、次の各号の一に該当することとなった場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
- 二 資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなったとき。
- 三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあっては、第十七条の二十九第一項第三号に掲げる事項について変更があったとき。

第十七条の二十九 (資格者証の交付の申請)

- 三 建設業者の業務に従事している場合にあっては、**当該建設業者の商号**又は名称及び許可番号

変更手続きについては、下記に問い合わせください。

(財)建設業技術者センター TEL : 03-3514-4711 E-mail : <http://www.cezaidan.or.jp/>

〈 問い合わせ先 〉

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課 指導契約班 中条・佐藤

TEL 054-221-3057

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp